

# 會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號三第 卷九十第

行發日一月九年三十正大

## 論叢

世界の貨幣交通……………法學士 作田 莊一

フィアカントの社會學論……………文學博士 米田庄太郎

海運會社の保護と海運同盟の監督 法學士 小島昌太郎

## 時論

奢侈課税としての關稅……………法學博士 神戸 正雄

## 說苑

宗教と社會主義との關係……………法學博士 財部 靜治

獨逸の國內植民事業……………法學博士 河田 嗣郎

## 雜錄

漁船の遭難に就て……………經濟學士 蛭川 虎三

爲替の逆調による輸出増加に就て……………經濟學士 小川福太郎

統計的計數……………經濟學士 岡崎 文規

## 諸國の自作農創定事業 (三)

河田 嗣 郎

### 第二 獨逸の國內植民事業

#### 一 沿革及方針

獨逸の國內植民事業は、遠く其源を尋ねれば、中世時代に發して居るといへるであらうが、現時の意味に於て其の實行を見るに至つたのは十九世紀の最後の四半世紀以後のことである。そして當初事業は政治的の意味を以て行はれ、東方の國境地方に於ける波蘭人の勢力に對して獨逸人の勢力を扶植せんために、當該地方に獨逸の農民を土着せしむることが主たる目的とせられた。即ち一八八六年四月二十六日の法律 (Gesetz betr. „die Beförderung deutscher Ansiedlung in den Provinzen Westpreussen und Posen,“) に依り、魯露西が其の事業に着手し、事業實行の爲めに王立農民扶植委員會 Königl. Ansiedlungskommission für Westpreussen und Posen が設置せられ、普露西政府は一億馬克を其の事業の爲めに使用し得べきものとせられた。

此の國內植民事業は前掲國境地方に於て農地を得て土着せんと欲する農民に其の獲得を容易ならしめ、其地は之を地代農地 (das Rentengut) として地代に相當する額を年々土地の獲得者より納入せしめて、土地は自己の所有地たるが如くに使用せしめんとするものである。そして其の地代は貸付金の二分五厘乃至三分に相當する低歩合のものとなせられ、農民は他の何れの所に於ても斯かる低利の資金を得るに難く、又斯かる便法の下に土地を獲得する道はなかつたのである。

抑も地代農地なるものは、土地の代價を纏めて一時に支拂ふことなくして、其の地代に當るものを支拂ふことを契約して其の土地の所有の獲得せられたる農地を意味するものである。されば實際に於ては永小作地と相似たるものであつて、永小作料が本來の性質上解約され能はざるものたるが如く、地代も亦原則として非解約的のものであり、たゞ契約に依て之を解約的のものとなし得るものなりとする。そして又永小作人が永小作地に對して有する權能には一定の制限あるが如く、地代農地の所有者の其地に對する權能にも一定の制限が置かれ得る。然し兩者が概念上に相違せるものたるは論なき所である。元來地代農地の考は、ロッドベルツスの所謂地代主義の如きを基礎とするものであつて、土地に對する極端なる個人主義的な又絶對的な處分權に關する疑義と其の單純なる資本性を認めて、普通の商品の如くこれを其代價で以て賣買することの不可なりと考へらるゝ見地の上に造り成されたものである。そして此考より土地が地代基本 (Rentar-

fond) として取扱はるべきものなる限り其の賣買は土地そのもの、商品としての資本的價額を以て行はるべきものにあらず、地代授受の契約に依て行はるべきものなりとして、さて今國內植民事業の如きも此の主義に依て之を行ひ、以て土着せんとする農民をして合理的に然かも簡便に農地の所有を獲得せしめんとして行はるゝに至つた次第である。

そして當初設定せられたる地代農地に在つては、地代の取得者は國家自身であつた。即ち農民は國家より土地を給付せられ之に對して永久に地代を支拂ふわけだつたのである。

一八八六年の法律に依る地代農地の設定は西普露西と保全ボツゼンとに限定せられ又その設定者は國家自身だつたのだが、一八九〇年六月二十七日の法律に依り、その設定は普露西全國内に及び行はれ得るものとせられた。此の改正は國內植民の事業をば從來の如くたゞ政治上の目的の爲めに行ふことなく、廣く自作農主義の下に中小農地の創定を行はしむるを目的とせんとするに至つた爲めである。従て地主は何人たりと雖も地代農地を設定するを得るものとせられた。然かも其の解約は地主の合意を要するものとし又地代農地の獲得者に對しては其の讓渡及分割を禁止し得べきものとせられた。茲に於てか地代農地の設定者は其地に對して一種の上級所有權を有するものたる地位に置かれることゝなつたのであるが、然し此の法律は終に實效を奏することなく、實際に之に據る地代農地の設定を見ることはなかつた。蓋し斯かる地代農地を設定し小農地として

適する如くに之を分割提供するのみならず之に必要な設備を爲すには最初に資金を要する次第であり、然かも其の地代農地は抵當に入つて居てはならず全く負債なきものたるを要したから、當時所有地を小農地として賣却せんとするが如き地主には、到底之を行ふ資格がなかつたのである。それに又地主は、借金などに困つた結果所有地を地代農地としてでも賣却せねばならぬ必要に迫られて居る者の多い次第なれば、その望む所は之に對する纏つた一時金としての代價であり、零細なる年金的な地代ではなかつたのである。更に又之を買取るべき農民には最初先づ其地の上に住家や農舎を建て又農具其他を買入るゝ必要があるのに、そんな資金の用意ある者は少く、又これを有する程の者ならば、何もそんな束縛のついた地代農地を買取らなくとも、他に資金を用ゆべき道は幾らもあつたのである。

茲に於てか其の翌年には又法律の改正を見、新たに地代農地設定の奨勵を目的とする法律が設けられ、(das Gesetz betr. die Förderung der Errichtung von Rentengütern vom 7. Juli 1891) 地代農地の設定は一八八六年の法律の如く單純に之を私人的の事業に委かすことなく、國家が其事業に参加することゝなつた。其爲めに地代銀行 die Rentenbanken は一般委員會 die Generalkommissionen と共に地代農地設定の金融の爲めに盡すべきものとせられた。そして其の地代農地はやはり當初の農民扶植委員會の設置せる地代農地の如く、永久的な地代地とすべきや否やについて

て論議が岐れ戦はされたが結局斯かる非解約的な地代農地は設定せらるゝことなく、一般委員會は一定年數間地代を支拂ひたる後は土地の代價の元利金が年賦的に完済せられたるものと見て、地代農地の獲得者が完全に其地の所有權を獲るが如きものをのみ設定することゝなつた。

斯くて當初地代農地の創設の行はれ始めた頃(一八七〇年代)に盛だつたロードベルツス流の地代主義的な考は、茲に至つて其地歩を覆されたことゝなつた。たゞ僅かに農民扶植委員會の設定した地代農地のみがそれだつたのだが、過般の大戦の結果その地方は波蘭領となつてしまつたから現今獨逸には殆んど斯かる永久地代農地を見ることは出来ないのである。そして今や有期的な地代農地とせられた土地の地代支拂期間(土地代金元利償還期間)は二ゼネレーションに及ぶ次第であつて、其の期間内は地代農地の獲得者は一般委員會の承諾を経るにあらざれば之を分割したり其の一部を譲渡したりするを得ざるものとせられ、之に依て其の處分權に制限が加へられ、又その小農地としての永續に對する保障が與へられたのである。然るに此の保障は更に又一八九六年六月八日の法律に基き地代農地にも一子相續法アンペンシレト(不分割相續法)が適用さるゝに至つたことに依て一層有力にせられた。尙又一八九九年九月二十日の法律は地代農地はその所有者により所有權移轉が行はれ又は契約違反のことある場合には其の設定者は所有者に對して先買權を有することゝせられたるが爲めに、愈々以てその小農的自作地としての永續は保障せられ、その獲得所有

者の處分權は限定さるゝことゝなつたのである。

總べて斯くの如くにして當初主として波蘭に對する獨逸主義の確立のために政治的の目的で始められた獨逸の國內植民事業は、その政治上の目的は永く維持せらるゝ傍、同時にそが中小農主義の樹立の目的にも役立ち、特に大地主の大地を分割して之を多數の小農地と爲して自作農民を扶植するに有用の制度たるが爲めに、間もなく其の目的を果すべく普露西全土に行はるゝことゝなつた。そして又當初事業は國家的の事業だつたものが、途中一度私人的の事業に移され後間もなく再び國家の參加する公共的の事業たる性質が加味せられたのである。

そして事業は當初普露西を主として行はれたもの後には他の支分國にも行はるゝことゝなり、終に一九一九年には之を獨逸國一般的の事業となし、その法律 Reichsiedlungsgesetz von 11. August 1919 の公布を見るに至つたのである。<sup>2)</sup>

## 二 國內植民の方法

上に示す所に依て明かなるが如く、普露西に於ける國內植民事業は之に對して國家的の援助ありとはいへ、事業主體は地主たる私人又はその目的のために設立されたる私の團體たるに外ならぬ。即ち普露西國內に居住し完全なる土地所有權を有する者は、何人とも雖も地代農地を設定し農

2) 以上 Aug. Skalweit, Agrarpolitik, Berlin und Leipzig 1923, S. 124 fg. 帝國農會編「各國の自作農創定に關する施設」一頁以下四頁參照

民を招致して國內植民の事業を行ひ得るのである。然し一個人の之を行ふは少く現今では主として公益的移住會社が之を行つて居る。そして一般委員會(現今では土地開拓局 Landeskultur-amter)と地代銀行とは此の事業に對して技術上並びに金融上の援助を與ふるに過ぎぬ。されば地代農地の創設者は土地を小農地として適當に分割することを爲すのみならず、土地の耕作、家屋の建築、移民の假泊所、道路の開通、學校教會等の設置其他種々の點に就いて施設を爲すべき任務を負ふものとする。

斯るが故に地代農地設定者にして一般委員會土地開拓局や地代銀行やの援助を受くると否とは全くその自由に屬し、又之を受くるとしても如何なる時期即ち地代農地設定の當初に於て、又は事業進行の途中に於て、又は一通りその終了したる際に於て之を受くるとも之亦自由である。但し其の援助を受けんとする場合には固より之に要する一定の條件と方式とあり其れに據て出願し又それに依て一定の義務を負はざるものとする。先づその出願に關しては地代農地と爲さんとする土地の所有權、位置、面積、土質、交通の便利、土地抵當の狀況等に關し詳細なる調査書を附するを要し、願出は之を一般委員會(土地開拓局)に對して行ふ。委員會(開拓局)はその採否を審査決定し、先づ豫定地に就いて詳細なる實地調査を行ひ、それに基づいて委員會(開拓局)の意思も決定し設定者も同意すれば茲に其地は地代農地設置中のものとして土地臺帳に登録せられてその



權利關係が明確にせられるのである。

地代農地たるべき土地は其の面積等は原則として設置者の自由に之を定むる所に委せらるれども、その完成したる後之を以て一個の獨立なる村落たらしめんとするときは、少くとも三百 ha の面積たるを要することになつて居る。又千二百 ha 以上の大農地は地代農地の設定に適せずとせられてある。そして其の農地の區分と各區分の大きさに關しては、たゞ中小農地たるに適するを要すとせらるゝのみであつて、法律上に其の限定の興へらるゝ所はない。之れ蓋し其大きさは地方と地味とに依て自ら異らざるを得ざる性質のものだからである。然し普通には五ヘクター以上二十五ヘクター以下を中小農地と考ふるのである。最小は半モルゲン迄と規定されて居る。尙又そこに造らるゝ村落も之を密居制と爲すか、分散制と爲すかについて一概の限定は存して居らぬ。

次に地代農地の購入を希望し其の農民たらんとする者は、曩に行はれたる農民扶植委員會の植民の場合と異り私的なる國內植民に在つては必ずしも國籍の如何を問ふ必要がない次第で、初は獨逸人たると波蘭人たるを問はない方針で進むで來た。然るに後（一八九六年以後）にはやはり之にも多少政治上の意味が加はつて來てなるべく波蘭人を入れないことになつた。そして其の地代農民たるべき者は、農業に關し多少の智識經驗を有すること、土地價格の一部を現金にて支拂

ひ得ること、農業經營に必要な資財及び家屋を用意し得ること、適當の經營費を有し又少くとも移住後第一回の收穫を擧ぐるまで生活を爲し得る者なることを必要とせられた。又なるべく妻帶者たるを可とし妻も亦夫と共に農耕に従事する自作農たるを可とする。

右等の資格を備へたる地代農地の希望者と地代農地の設置者との間には先づ地代農地の賣買假契約が行はれるのであつて、その條項等は一般委員會の定むる所による。従て委員會により必ずしも一樣でない。けれども大抵は土地の面積、耕地及牧草地 1 ha の價格、代價支拂の方法、在來の建築物の處分、地代賠償、土地讓渡の期限及違約處分等に關する條項を含むのである。そして移住者が土地代金の一部分(普通は價格の四分一)を現金にて支拂へば土地臺張を變更し、賣買本契約の取決以前と雖も土地の引渡は行はるゝものとす。本契約が取結ばるれば一般委員會の請求に依り地代農地の登記行はれて讓渡は完全のものとなる。然し乍ら、地代及び借入資金の返済が完了して地代銀行との關係が切れるに至るまでは、地代農地の購買者は其地を賣却し又は分割し併合することを得ざるものとする。

次に地代農地の評價は一般委員會(開拓局)に於て之を行ふのであるが、その評價は地代銀行よりの貸付の安全を期し又購買者の經濟上の安全の爲めにその標準を與ふるために行はるゝに過ぎない。従てそは直ちに其地の賣買の價格となるわけではなく、賣買價格は當事者間の自由決定に

委かせ委員會としては直接之に于與せない。たゞ併し乍ら賣買價格が著しく評價額を超過し委員會(開拓局)に於て斯かる高價の土地では地代農地として之を買取りたる者の經濟立ち難しと見る場合には、委員會は其の事業より手を引くことになるから、自らその評價は間接に一定の標準を爲すことになるのである。

然らば次に地代農地の代價の支拂は如何にして行はるゝやといふに、之には大いなる便法が設けられて居る。即ち一面には土地を分割して地代農地として賣却せんとする者の利便を圖り、他面には又之を買取らんとする中小農民や労働者の利便を圖らん爲めに案出せられたるものであつて、現金拂と地代銀行發行の地代證券に依る支拂と地代としての年次的支拂との三者が認められ、場合に依てはこの三者が併せ行はれ得ることにせられたのである。

先づ現金支拂は購買者に於て全部これ以て代價の支拂を爲さんとすればそれは固より差支ないわけだが、たゞ一部分だけ現金支拂と爲すことも出来、その支拂を了すれば土地の引渡を得ること既述の通りである。次に地代證券に依る支拂は謂はゞ支拂方法中の眼目であつて、之あるに依つて甫めて獨逸の國內植民事業はその成績を擧げ得る道を見出し得たりとせなければならぬ。即ち地代農地の賣却者は地代農民より年々少額の地代を支拂はるゝを不便とし一時にその代價を得んと欲する場合多かるべきに、之を購買する農民はどうせ小農民や労働者のことだから一時に

之を支拂ひ得る用意ある者は少いせなければならぬ。茲に於てか這間の困難を救はんために、地代銀行が中に立ち地代證券を發行して之に依て賣却者に對しては一時に土地代價を支拂ひ、賣却者が現金を欲するならば其受取つた證券を市場に賣却すればよいやうな便法が開かれることゝせられた。そして地代農地の購買者はその證券の元利に相當するものを長期年賦にて濟崩しに拂込めばよいのである。加之農民は移住の當初は建築費その他の設備費として多額の資金を要する次第なれば、最初一定期間はその償還拂込を猶豫せられ之を据置くを得るものとなつて居る。尤も此の證券に依る土地代價の支拂は一般委員會の評價したる土地價格の四分三以内に限らるゝものとする。之は抵當銀行が不動産貸付を行ふ場合にも大抵然うするのであつて、殆んど通則と謂つてもよい。尤も一九一六年五月八日の移住獎勵法は例外として一家族のみで農業に従事し他から勞働者を雇傭使用せざる者(二五ヘクター以下の小農)には特別に十分の九まで貸付を行ふを得ることゝした。然し斯くても尙ほ土地代價は尙ほ支拂残りを生ずることがあり得るわけだが、その殘額については當事者は之を年々地代として授受する契約を爲し得るのであつて、其額等は當事者の自由に合意決定すべきものとする。そしてその地代は何時たりとも之を完済するを得るものとしてもよければ永久に又は一定期間内はその完済を爲し得ず永久に又は一定期間地代としてのみ年々支拂はるべきものとしても差支ない。然し開拓局は其の地代を不當と認むる場合には修

正を要求するを得る、當事者が之を應せなければ開拓局は事業に關與せないのである。又開拓局は販賣者より何時でも辨濟を請求し得るものは之を認めない方針になつて居る。蓋し之は農業債務の原則に反するからである。

次に賣買の手續を了し代價を支拂ひて地代農地の引渡を受けたる農民は、二ケ年以内に農場内に住宅及び農舎を建築して之を一般委員會の指定する火災保險に附するを要する。そしてその建築のために要する資金は一九〇〇年の法律により一時的に地代銀行より融通を受くるを得るものとせられた。

總て上に示す所の如くにして地代農地の賣買と移住は行はれるのであるが、小農地設定のために行はるゝ國內植民の事業はたゞ斯くの如くにして農民を移住せしめたばかりで完全に終了するわけのものではない。農民の移住したる以後、彼等が一村落を造りて其所に安住定着し、その經濟と生活との漸次發展して社會生存の追々に完備するを待つて甫めて事業は功を奏するのである。されば一般委員會(開拓局)は地代農地設定以後に於ても他の官廳と協力して、その地の爲めに施設し常に注意して其の發達を圖るに怠るなからんとする。即ちその目的の爲めに、或は農業巡回講師を派遣するとか、農業補習學校や冬期學校を設立するとか、農村圖書館を設置するとか

か、農業組合の設立を助成するとか、或は又保険を奨励したり土地改良を促したり、耕種法の改良や畜産の奨励やを行つたり、副業の奨励に努めたりするのである。そして此等の注意と施設との行届く爲めに、獨逸の國內植民事業は、ともかくも相當の成績を擧げ得たりとも見るを得べきであつて、國內植民事業の困難なる、到底たゞ之を私人や私會社の企業に委かせ大農地を農民さへ之に植へ付ければ能事終れりとせらるべきが如き簡單なものではない。然も尙ほ事業の困難については、更に論ずべきものあり、事業遂行の機關についても今少しく詳説すべきものがある。<sup>3)</sup>

### 三 一般委員會と移住會社

獨逸の國內植民事業に於て重要な働を爲す公共機關は現時の開拓局曩日の一般委員會である。然るにこの一般委員會なるものは其初は國內植民事業の爲めに設けられたのではなく、其の設定後約半世紀にして一八九一年以來初めて此の事業の爲めに働くべきものとせられたのである。そして此の一般委員會は上に示す所に依て明かなる如く自ら植民事業を行ふものではなく、國家的援助なくしては行はれ難き此の事業にその必要なる援助を與ふる任務を帯ぶるものたるに過ぎぬ。其點に於て彼の農民扶植委員會と性質を異にする。即ち國內植民の事業そのものは私の個人又は會社や組合の如き團體に依て行はれ、此等が農地の販賣者として其の購買者たる移住農民と

3) 以上帝國農會編「各國の自作農創定に關する施設」五頁一三〇頁參照  
多木晃著「普露西の地代銀行」一〇頁一一八頁

直接に賣買の契約を取結び事業を遂行するものたることは注意を要する所である。

然し乍らこの一般委員會が事業の遂行に對して全然無勢力のものにあらざるは言を俟たざる所  
で、若し土地の代價が委員會の評價以上に高かつたり、移住農民に其の必要と認めらるゝ資格が  
十分に備はつて居なかつたり、其他一般に事業成功の見込立ち難しと思つたりする場合には、委  
員會は全く手を引くことの出来るやうになつて居るのだから、そが事業の上の間接に持つ實力は  
多大である。蓋しその参考なくしては事業の遂行は頗る困難たるを免れ難く一般委員會が手を引  
けば地代銀行の援助を得る道は全然杜絶さるゝからである。何しろ地代農地の販賣者は抵當負債  
等の爲めに苦むで居て、それで其の所有地を分割販賣せんと欲する者であり、然かも之を地代農  
地たらしめんためには、其地はあらゆる抵當權負擔から清められて居なければならぬのだから、  
地代銀行が中に立つて其の抵當權滌除を行ふに足る貸附を爲して呉れ、又土地代價は何時にても  
之を現金に替へることの出来る地代證券で一時に支拂つて呉れるのでなくては、到底よく地代農  
地設定の目的は達せられるものでない。それに又一方移住農民の側に在つては、土地は欲しけれ  
ど一時にその代價を支拂ふべき現金の無いのが其病なのだから、之亦やはり地代銀行が中に立つ  
て農地販賣者に對する債務は一切引受けて呉れ其代り土地代價に相當するものを元利濟崩しで然  
かも四分又は四分五厘といふ安い年賦で五六十年といふ長期間に辨濟するを得る便法を供與して

呉れなくては、とても地代農地を買取つて自作農民となることは出来難いのである。加之地代銀行は建物等に入用な費用まで貸付けて呉れるものなのだから、農民の受くる便宜は至大なりとせなければならぬ。所がすべて此等の便宜は一般委員會が農地創設事業に關與するに依てのみ表はれて來るものなるに過ぎず、地代銀行はたゞ委員會の決定したる條件に従て土地代價の支拂と年賦償還との金融事務を引受け行ふばかりで、自ら地代額の決定等を爲すことはない。従て委員會は農地設定事業に對しては實際上甚大勢力を有する次第である。

然るに茲に一つ考へなければならぬことは、たとへ一般委員會と地代銀行とは事業に參與して多くの便宜を與ふるものとはいへ、それ等は事業の實行者ではなく、その實行者は飽迄私の人々である。即ち普通の地主が専門に農地分割を行ふを業とする人々が之を行ふのであるが、地主には事業遂行に必要な智識と經驗が缺けて居り専門の農地分割業者は良き自作地を造り上げるといふよりも分賣による地價の騰貴等の理由で事業から利得を占めんことを目的として居る。所が内地植民事業は營利事業としてはとかく甘く行き難い仕事でよく成功したるものは甚だ少いのである。それに又一般委員會はかゝる營利業者の事業を不可とし、事業に關して要求さるゝ條件を嚴重にしてしまつたものだから、一時普露西の國內植民事業は殆んど行詰りと杜絶を見る迄に至つた。



茲に於てか時狀の必要は終に移住會社 *Ansiedlungsgesellschaft* の設立を見るに至らしめ、之に依て又事業は活氣を呈することゝなつた。之は十分なる資本と有爲の理事者とを有するものであつて、その最初に設立されたるものは一八九六年に造られたる伯林の土地銀行ラントバンクであつた。然るにこの營利會社的な土地銀行と相並むで又更に公益的な移住會社の組成さるゝに至つたことは、國內植民事業の爲めには最も喜ばしきことであつて、此等は其後主として獨逸國內植民事業の實行者となり、利得を主とせず善良なる植民を招致扶植するを主眼として着々事業を遂行することになつたのである。然しこの公益的な移住會社は最初は波蘭方面より獨逸の獨逸農民扶植事業に對する防禦運動として起されたものなることは、洵に注意に値する所とせなければならぬ。獨逸側に於ける最初の公益移住會社は一八九八年に伯林に設立されたる *Deutsche Ansiedlungsgesellschaft m. b. H.* であつた。此會社は存立一年半の間に一七一の農地を設定して成績の見るべきものがあつたが、其の資力十分ならざりし爲め解散の止むなきに至つた。

然る間に又東部普露西の大地主の間には、其の所有地を分割處分する必要が段々迫つて來たものだから、終に一九〇三年に至つては、ステッチンに於て産業組合組織で以てボンメルン移住組合 *Pommersche Ansiedlungsgesellschaft (Genossenschaft m. b. H.)* が設立さるゝに至つた。そして又一九〇五年には其後普露西の諸地方に造らるゝ諸移住會社の模範となれる所の東普土地會社

Ostpreussische Landgesellschaft m. b. H. が生れることゝなつた。そして之は先の獨逸移住會社の失敗に鑑み、その資力を強くすることに意を用ひ、私的資本よりも主として國庫や地方自治體其他の公共資金を引當にする策を立てたのである。

斯くて國內植民事業の主たる施行者は、此等の公益的移住會社たることになつてしまつたのである。然るに斯く事業の中心が公益會社の手に移り行はるゝに至つてからは、此等のものは其上に一般委員會が存在して、常に事業の制肘を爲すを不便と感ずるに至り、之が爲めに事業の進行の妨げらるゝ所少からずと信ずるに至つた。そして終に戰前最後の年には一般委員會の廢止が企てらるゝことゝなつたのだが、其折は實現せず、戰後獨逸國移住法 Reichssiedlungsgesetz が發布さるゝに及むで、一般委員會は土地開拓局 Landeskulturämter に改造されてしまつたのである。<sup>4)</sup>

#### 四 時狀の變化と新獨逸國移住法

上に叙する所に依て窺はるゝが如く普露西の國內植民事業は農民扶植委員會と一般委員會との手を経て一八八六年以來かなり熱心に行はれ來りたるものである。然るに其の成績は想像さるゝが如く大なるを得ず、其間設置されたる自作農地の數は四萬に過ぎないで、之を普露西國內の農

4) Skalweit, a. a. O. S. 142-150

業經營數三百四十萬に比較してあまりに僅少たる譏を免れ難い。それに又此の事業には由來政治的の意味の加味されたる所の多かつた爲めに、之に對する反感もあつた。そして事業は獨逸國內たゞ獨り普露西に行はるゝのみで他の支分國には之を見るを得なかつたのである。そんな事情からして戦前に至つては、寧ろ事業を廢止すべしと爲す意見もかなり強くなつてしまつて、今後如何に成行くかの甚だ心元なき迄に至つた。

然るに其所に突如として大戰は行はれた。そして戦時中多くの人々の感じた食糧問題の意義と出征軍人の故郷なるもの特に自己及一家の眞の安息場たる故園なるものに對する愛着心とは、大いに従來の氣運を一變するに至つたのである。そして一九一六年七月三日に公布されたる（恩給一時拂）法 Kapitalabfindungsgesetz は此の氣運に對して大いなる實現的機縁を與ふることゝなつた。この法律は大戰の爲めに負傷せる者及其の寡婦に下附さるゝ恩給金の一部をば一時的に取纏めて支給し、年金を資本化して、之を以て土地を購買せしむるものであるから、恰も土着の希望を有する者に自作農地を獲得せしむるに役立つ、地代農地設定事業に貢獻することゝなるのである。そして注意すべきことは、此の法律は普露西以外の支分國にも適用さるゝもので、之に依て他の支分國も國內植民の事業に與はるゝを餘儀なくさるゝことゝなつた點之である。

斯くの如くにして國內植民の事業が漸く全獨逸的の事業とならんとする勢の造られた所へ以て

來て、革命の新氣運は成熟してしまつたものだから、此の方面に於ても亦終に一九一九年一月二十九日暫行法として全國的移住法 Reichsiedlungsgesetz の發布を見次で同年八月十一日には正式の法律として公布さるゝこととなり、茲に農政史上に特筆すべき一新時機を劃することとなつた。即ち此の全國的なる移住法は獨逸國內に涉つて農民を均分に扶植し新たに自作農地を創設することに依つて農業状態の健全を圖らんとするものである。換言すれば土地分配状態をなるべく平均せんとすること、自作農主義を普及すること、を以て眼目と爲し然かも之を全獨逸的事業として行はんとする所に其の重點は宿る次第なりとする。試に該法の理由書に記す所を見れば、未墾地及び泥炭地にして之を開拓し移住すれば尙ほ數百萬人を容るゝに足る地域が獨逸國內に存在して居るに拘らず從來此の方面に於ける國內植民事業は尙ほ未だほんの試験的のものたるに過ぎぬ。然かも今や銳意事業を進めて行けば近き内に百萬人に屋住と食物とを保障するに足る移住は行はれ得べき有様である。そして又既墾地に於ても地方に依り農民稀薄なる所には尙ほ大いに移住の行はれ得べき餘地あり特にエルベ流域以東の大農地地方に於て然りとすといふのが新立法の精神である。されば實に此の新法は十九世紀以來行はれんとして然かも既成状態の爲めに妨げられたるものが、革命の刷新に依つて急に其道の通じたる次第であつて、たしかにエポック、メイキングのものたるに耻ぢないのである。

然るに茲に見通すべからざることは、此の新法は社會主義者たる當局大臣を交へたる革命政府に依て立案されたるものなることであつて、社會主義者は其の本來の立場からいへば土地に對する所有制を是認せざるものである。特に社會主義者は從來小農地主義には極力反對せるものであつて、大農地の所有はやがて之を社會の公有に移すにも使ありとして暫く多くがめないにしても、小農地主義に據り農民が各々その小所有地に立籠つて社會的公有と社會的共同經濟との主旨に背馳するは最も宜しからずと信じたものである。然るに今その主張を支持し來つた獨逸の社會民主黨が、自作農主義による小農地制を全國的に普及せんとするは、其の在來の立場を裏切るものと謂はねばならぬ。

然し獨逸當時の狀況は社會民主黨としても、殆んど一の學說的な主張たるに過ぎざる大農主義を固執するよりも、當面の必要に應じ、戰線より歸來する幾百萬の人々に安住の地と經濟上の自營の道を提供すべき農地の分與を爲す實地政策を採るを以て、更に重要緊急のこと、信せしむるに至つたのである。

然らば新たに制定されたる全國移住法は如何なる規定を有するかといふに、先づそれは各支分國に對して新たに小農地を設定し又在來の小農地を獎勵するために、公共的なる移住事業を行ふべき義務を課したのである。尤もその公共的なる移住事業は之を如何なる組織の下に行はうと

も、それは各支分國の自由裁量に委かすこととした。即ち公共的移住會社を造るも移住組合を造るもそれはたゞ便宜の問題である。そして新法は又舊來普露西に存在したる一般委員會の代りに土地開拓局を置くこととしたること、既述の通りであつて、此等の開拓局はやはり一般委員會同様にそれ自身移住事業を行ふ企業體ではないが、移住農地の獲得その事業の爲めに必要な資金の調達等について働くべきものとし、移住事業の企業體たる上記の公共的な會社や組合などを助けて分業的に國內植民といふ事業の遂行に當るべきものとした。

そして事業の遂行の爲めに必要な農地の獲得については、新法は一大革新を行つたと謂つてよい。即ち先づ國有農地 *Staatsdomänen* は其上に存する小作契約が満期に達すれば、移住小農地の爲めに購入さるゝを得るものとし、たゞ其地の保有が教育上研究上其他公共的なる又は經濟的なる目的のために必要な場合をのみ除外した。其の購入價格は收益價格によるものとする。次に移住企業體は利用の不十分なる泥炭地や荒蕪地を公用徴收するを得るものとし、その賠償額は未改良の状態に於ける其地の純收益を資本額に還算せるものによる。次に新法は又移住企業主體をして中及大農地の所有移轉に際しそが其の一家の手に遺らないで市場に賣買の爲めに供給せらるる場合には之に對して先買權を有せしめ、二十五エクター以上の所有地に對しては法的先買權を認めたるのである。之に獨逸民法が先買權はたゞ契約に基くものゝみを認めたと比照して一大

變革と謂はねばならぬ。

この先買權は百ヘクター以下の農地に對しては移住企業體が其の所有を獲得すべき唯一の道であるが、百ヘクター以上の農地に對しては新法は更に一步を進めて、大農地の多き地方に於てはその三分の一までは之を移住地として提供せしむべきものとした。尤も獨逸國內全體に渡つて一様に然かする譯ではなく、全農地の一割以上が百ヘクター以上の所有地たる地方に於てのみ、斯く之を移住農地の爲めに三分一だけ縮小せしむることにしたのである。そして此の土地提供のためには法律は地主をして土地提供組合 Landlieferungsverband を組織せしめることとした。

次に法律は移住企業體の取扱の下に獲得されたる小農地を其の所有者が投機的に轉賣するが如きことなからしむる爲めに、所有者が之を全部又は分割して賣却する場合及び自ら其地に引續き居住せず又耕作經營せざる場合には、移住企業體に於て之を買戻すを得るものとした。その買戻權は其地の物權的負擔として土地臺帳に登記せられるのである。

次に新移住法は農業労働者の爲めに小作地を造り與へる新たな道を開いた點に於て大いなる特色を發揮した。即ち町村の如き地方自治體 (Landgemeinden oder Gutsbezirke) は所定官廳の指定ある場合には、其の自治體內に於て常に勞働に従事せる労働者の爲めに小作地又はその一家生活の爲めに必要な土地を供給すべき任務を負ふものとせられた。かゝる人々のためには農用地

の五分に當る迄は、強制借用又は公用徴收の道によつて、自治體に於て之を獲得し得べきものとしたのである。<sup>5)</sup>

要するに一九一九年の新移住法は政治上並びに經濟上の理由からして、從來普國にのみ行はれたる國內植民の事業を全獨逸國內に涉つて行はんと欲し、然かも之をして十分有效に行はれしめんがために、公共的なる移住企業團體を組織することを以て各支分國の任務と爲し、其代りその企業體には移住地獲得上に或程度の公權力を與へて、その事業遂行を容易ならしめんとしたのである。そして新移住法の目的とする所は、政治上と經濟上とに跨つて居るとはいへ、その政治上の目的は、從來普國の國內植民事業に附き物だつたやうに波蘭に對して獨逸主義を確立し一種の社會的なる又經濟的なる國境の防備を爲さんとする者ではなく、獨逸國內無職の人々や經濟の立場を失へる人々や其他戰線より歸來して新たなる生活に入るを求めつゝある多くの人々やをして安住の地を得せしむること、一つには又なるべく國內の土地を開發し自作農的に之を集約利用せしめて國民食糧問題の解決に資する所あらしめんとしたのである。さればその目的とする所は政治的たる乍らも甚だ經濟的なる内容を有し、自作農主義の普及、土地分配の公平、土地の集約利用、農業生産の増加といふが如き事項が併せ希望せられ、又自作農の増殖による中等階級の充

5) Skälweit, a. a. O. S. 152-162 多木氏著前掲書參照



實てふが如き社會的意義も併せ加味せられたるものと見なければならぬ。即ちかくて獨逸の國內植民事業は當初の植民政策的な意義が段々に薄くなつて、農業政策的な意義が之に代り加はつた次第である。之れ現今獨逸の國內植民事業は之を自作農創定の事業として他の諸國の自作農創定事業と併せ稱へらるゝことの不當ならざる所以であつて、つまり主として自作農主義の普及事業たるに外ならぬ。

唯然し乍らこの獨逸の國內植民事業が從來普國に於てあまり花々しき成績を擧げ得なかつたのに、新移住法の制定はよく其勢を變じて著大なる成績を擧げ得るであらうかといふ一段になれば、識者の豫想は區々である。今にして俄かに斷定的な豫想はつき難いが、由來此種の事業の大きいに困難なることに鑑みれば、餘り張膽目すべきほどのものは期待し難いであらう。